

今後に向けて

調査1及び調査2の中では、CSW実践者養成研修によってCSW実践の特徴である個別課題アセスメントと地域アセスメントを結びつける視点や、地域アセスメント、ネットワーキングの方法について学ぶことができたという意見が多く見られた。これらは、研修主催者としても強調して研修カリキュラムに盛り込んできたことでもあり、その点では成果があったとも言える。しかしながら、調査3において地域アセスメントやサービス開発、ネットワーキングに関するスキルの弱さが明らかとなったことから、今後はこうしたスキルの習得や向上に向けて重点的に取り組む必要がある。ただし、今回の調査は対象者が限定されていることから、全国的な実態と言えるものではない。そのため平成19～20年度にかけて日本地域福祉学会特別研究プロジェクトとして科学研究費基盤研究(B)「コミュニティソーシャルワーク実践の体系的なスキルの検証及び教育法の開発」による全国500自治体を対象とした調査を2008年8月に実施している。今回の調査3は、この全国調査のプレ調査でもあり、今後はこの全国調査の結果を踏まえて、より現場のニーズに応えるスキル習得の研修プログラム開発を行っていく必要がある。

ただし、限られた時間での研修プログラムで全ての課題に答えられるものではない。そうした限界性も踏まえながら、今後CSW実践を普及していくためには、まず各地の実践者が自分達の事例に基づきながら研修に取り組めるような演習テキストの開発が必要であると考えられる。

また、日本地域福祉研究所の研修で使用しているワークシートは研修用として開発したものであり、実際の業務で活用できるシートではないことから、今後は研修後に現場でも活用することができるアセスメントシート、プランニングシート、モニタリングシート等の開発が求められ、それらのCSWツールの活用を意識した研修プログラムが必要となってくる。今後は、実践現場との協働により実践者用のCSWツールの開発に臨みたい。

「ボローニャ宣言とドイツのソーシャルワーカー養成の動向」

高木 剛 (目白大学短期大学部)

## 1. はじめに

欧州高等教育圏の構築を目指す「ボローニャ宣言」により、欧州各国では新たな高等教育制度への転換が進められている。ソーシャルワーカーの養成も例外ではなく、2010年までに欧州圏内の大学間で容易に比較でき、質が保証されたソーシャルワーク教育の導入を目指して、改革が急ピッチで進められているところである。

このような状況の中、日本では社会福祉士及び介護福祉士法の改正(2007年)により、社会福祉士の養成教育が見直されたところであるが、様々な産業でグローバル化が進む中で、ソーシャルワークの分野においても、国内のみならず、国境を越えた教育、雇用などのあり方に関心が高まっている。

筆者はこれまでも、日本の介護保険制度や介護福祉士資格の創設などに少なからず影響を及ぼしてきたドイツに注目し、介護、看護、ソーシャルワーク教育について報告<sup>1) 2) 3) 4) 5) 6)</sup>してきたが、ボローニャ宣言に基づく新たなソーシャルワーク教育の展開についてより具体的に整理することは、日本の社会福祉士養成のあり方を展望するうえで有益であると思われる。

本稿では、ボローニャ宣言とそれに伴うドイツのソーシャルワーカー(Sozialarbeiter)養成(教育)の動向について整理し、今後の日本における社会福祉士養成の検討に資することを目的とする。

## 2. 研究方法

各種文献・資料およびインターネットの情報(大学などの機関)により以下の項目について整理した。

- ① ボローニャ宣言とボローニャ・プロセスについて(内容、参加国など)
- ② ドイツにおけるボローニャ・プロセスの進捗状況

況について（州別、学修分野別の状況など）

- ③ ドイツにおける新たなソーシャルワーク教育について（ポツダム社会福祉大学、アリスザロモン社会福祉大学の例）

### 3. ボローニャ宣言とボローニャ・プロセス

1999年に29カ国の教育担当大臣が、イタリアのボローニャで会合し、2010年までに高等教育における欧州圏を構築し、世界に通用する高等教育制度を確立させようとする声明（ボローニャ宣言）が出された。その骨子として、①学修状況の把握を容易にする共通様式（ディプロマ・サプリメント）を使用して、他大学と比較可能な学位制度を採用する、②大学では学部（Bachelor）、大学院（Master／Doctor）の2又は3段階システムを採用し、欧州圏内共通の学位とする、③欧州圏内の大学での単位互換制度（ECTS）を採用する、④教職員、学生の自由な移動を促進する、⑤評価基準、評価法を開発し、大学教育の質的保証のために協力する、⑥カリキュラム開発、修学、研究プログラムなどにおいて、欧州圏内の視点、特色の普及・促進に努める、ことが掲げられている。

2010年までの取り組みの過程をボローニャ・プロセスといい、2年ごとに行われる教育担当大臣の会合のたびに参加国が増え、2007年現在で46カ国となっている。ちなみに次の会合は2009年にルーベン（ベルギー）での開催が予定されている。

欧州大学協会（European University Association）の調査報告書（2007年）によれば、ボローニャ・プロセスの進捗状況は、参加国によって差があるものの、全体としては82%となっている<sup>7)</sup>。

### 4. ドイツにおけるボローニャ・プロセスの進捗状況

ところで、ドイツの高等教育機関は高等教育大綱法（Hochschulrahmengesetz）により、「総合大学」、「芸術・音楽大学」、「専門単科大学」などに分けられるが、ボローニャ・プロセスにより、これらの大学全てが新たな教育制度の導入を目指すことになっている。ボローニャ・プロセスの進捗状況

（2008年）は、ドイツ全州（16州）では66.9%であるが、Niedersachsen（90.8%）やBayern（42.4%）のように州によって差がある。学修分野別でも同様に、農学・林学・食品科学（85.2%）、工学（82.7%）、医学・保健科学（64.2%）、言語学・文化学（49.9%）、芸術・音楽（28.7%）と差がある。ちなみに社会福祉およびその関連分野（社会科学）は78.0%となっている<sup>8)</sup>。

ドイツにおけるソーシャルワーカー養成は、主として専門単科大学で行なわれているが、ボローニャ・プロセスによって、これまでの一般的な学修期間（4年間（8学期））が、多くの場合3年間（6学期）又は3年6ヶ月間（7学期）へと切り替わってきている。また、学位は従来のDiplomから、Bachelor、Masterが採用されてきており、カリキュラムでは各科目がModul（モジュール）化され、各Modulに修了時の単位数（ECTS-point）が決められている。

### 5. ドイツにおける新たなソーシャルワーク教育

ソーシャルワーク教育の例として、ポツダム社会福祉大学では学修期間3年間（6学期）のうち、第1～2学期の基礎課程（Grundlagenstudium）では、「ソーシャルワークの基礎的方法および活動計画（1）」や「法律上および社会政策上の基礎（1）」など、5つのModulで合計60単位（1800時間）を、第3～6学期の専門課程（Vertiefungsstudium）では、「ソーシャルワークの基礎的方法および活動計画（2）、（3）」、「法律上および社会政策上の基礎（2）」、「ソーシャルワークの理論」、「外国語（専門用語）」、「卒業論文」などの他に、選択Modulとして、「社会生活への適応および教育」、「問題への対応および社会的擁護に関する助言」などがあり、15のModulで合計120単位（3600時間）を学修する（表1）。また、アリスザロモン社会福祉大学では、学修期間3年6ヶ月間のうち、第1～3学期の基礎課程では、「ソーシャルワークの歴史と理論」、「ソーシャルワークの社会学的基礎」、「ソーシャルワークの研究方法」、「ソーシャルワークの活動分野、対象、組織」などのModulが、第4～

表1. ソーシャルワーク (Bachelor) 学修課程 (ポツダム社会福祉大学の例)

学修課程	学期	学修内容	試験方法	単位	時間数	
基礎課程 (Grundlagenstudium)	1～2	職場の構成	筆記および口述	15	450	
		ソーシャルワークの専門的学修の基礎	筆記又は口述	15	450	
		ソーシャルワークの基礎的方法および活動計画 (1)	筆記および (又は) 口述	10	300	
		ソーシャルワークの社会科学および人間科学的基礎 (1)	筆記および (又は) 口述	10	300	
		法律上および社会政策上の基礎 (1)	筆記	10	300	
		ソーシャルワークの基礎的方法および活動計画 (2)	筆記および (又は) 口述	5	150	
専門課程 (Vertiefungsstudium)	3	ソーシャルワークの社会科学および人間科学的基礎 (2)	筆記および (又は) 口述	5	150	
		法律上および社会政策上の基礎 (2)	筆記	10	300	
		ソーシャルワークにおけるソーシャルマネジメントおよび経済的基礎	筆記および (又は) 口述	5	150	
		外国語 (専門用語)	筆記又は口述	5	150	
		(選択必修)				
		・ 社会生活への適応および教育 (1) } ・ 問題への対応および社会的擁護に関する助言 (1) }	筆記および口述	15	450	
5	4	ソーシャルワークの理論	筆記又は口述	10	300	
		ソーシャルワークの基礎的方法および活動計画 (3)	筆記又は口述	5	150	
		(選択必修)				
		・ 社会生活への適応および教育 (2) } ・ 問題への対応および社会的擁護に関する助言 (2) }	筆記	30	900	
		(選択必修)				
		・ 社会生活への適応および教育 (3) } ・ 問題への対応および社会的擁護に関する助言 (3) }	企画書および口述	15	450	
6	5	ソーシャルマネジメント	筆記又は口述	5	150	
		卒業論文 (Bachelor-Arbeit)	卒業論文および口述	10	300	
		合計単位		180	5400	

出典) Studien-und Prüfungsordnung für den Präsenzstudiengang Bachelor of Arts: Soziale Arbeit(StudPO) Amtliche Bekanntmachung der FHP Nr. 81 vom 17. 06. 2004. (<http://www.fh-potsdam.de>).

7学期の専門課程では、「ソーシャルワークの理論と方法」、「ソーシャルワークの倫理」、「ソーシャルワークの組織、資金調達、マネジメント」、「実習とスーパービジョン」、「卒業論文」などの他に、選択Modulとして、「社会的文化および教育活動」、「保健、疾病、ソーシャルワーク」、「児童および青少年への支援」などがあり、第1～7学期で合計210単位（6300時間）を学修する<sup>9)</sup>。

このようにボローニャ・プロセスにより、多くの大学で新たな学修の仕組みに切り替えられているが、少なからず課題もある。例えば、各科目がModul化しているものの、その内容は必ずしも大学間で統一されていないことが挙げられる。これはModulの内容を各大学で決めることができるからである。また、学修課程のModul数や一つのModulにおける単位数についても同様で、これらが多様化していることは否めない。

## 6. 日本への示唆

ボローニャ・プロセスにより、欧州高等教育圏の形成は着実に進んでいる。従来欧州各国は、独自の教育制度をもっていたため、教職員、学生などの流動性や雇用の促進を図るうえで、大きな障壁があった。この障壁を崩し、共通の高等教育制度を構築することで、人的移動を活発化し、教育、研究などの水準を高め、雇用の促進することが期待されている。

これとは対照的に、日本の社会福祉士養成では国内に視点が置かれているため、果たして国外で通用する教育水準が確保されているのか疑問である。これは前述のドイツのソーシャルワーク教育と比較すれば一目瞭然である。また、国際社会事業学校連盟（IASSW）と国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）の合同総会（2004年）で、「ソーシャルワーク教育および養成のためのグローバル基準」が採択されたことは、ソーシャルワーク教育、養成、そして雇用などを、グローバルな視点で捉えることが求められていることを意味する。今後、日本のソーシャルワーク教育、研究、雇用などの水準を高めるためにも、日本、韓国、中国を主要

国としたアジア高等教育圏の形成について、積極的に検討する必要があるのかもしれない。

## 7. おわりに

本稿では欧州圏で展開されているボローニャ・プロセスに注目し、ドイツのソーシャルワーカー養成（教育）の動向について整理した。前述のとおり、欧州高等教育圏の形成により、教育、研究、雇用などの水準向上が期待されているが、2010年の実現以降、これらがどのように推移するのか大変興味深い。この点については、今後の動向を見守りながら報告したい。

## 引用文献・資料

- 1) 高木剛：ドイツにおける介護福祉専門職の養成教育－ラインラント・プファルツ州の例を中心に、介護福祉士、3：47-54、2004。
- 2) 高木剛：ドイツにおける介護、看護、ソーシャルワーク人材養成の最近の動向、第15回日本介護福祉学会大会プログラム・要旨集：148、2007。
- 3) 高木剛：介護福祉専門職による「医療行為」に関する研究と今後の専門職養成の考察－ドイツおよびデンマークの現状分析を中心に、訪問看護と介護、12（8）：674-678、2007。
- 4) 高木剛：ドイツにおける老人介護士の養成教育－2003年施行の教育改正を中心に、介護福祉学、14（2）：213-220、2007。
- 5) 高木剛：ドイツにおける高齢者ケアを担う人材養成、社会事業研究、47：191-194、2008。
- 6) 高木剛：ボローニャ宣言とドイツのソーシャルワーカー養成の動向、第47回日本社会事業大学社会福祉研究大会報告資料集：51-52、2008。
- 7) David Crosier, Lewis Purser & Hanne Smidt：Trends V:Universities Shaping the European Higher Education Area, European University Association：15-18、2007。
- 8) Statistische Daten zur Einführung von Bachelor-und Masterstudiengängen Sommersemester 2008。

Hochschulrektorenkonferenz (HRK) : 10-12, 2008.  
9) Modulhandbuch des Bachelor Studiengangs Sozial  
Arbeit / 4. Auflage April 2008 .  
(<http://www.asfh-berlin.de>)

#### 参考文献・資料

- ・岩崎浩三：ヨーロッパにおけるソーシャルワーク教育の動向ーポーランド・プロセスの影響に  
焦点を当てて。保健・医療・福祉の研究・教育・  
実践。東信堂。2007.
- ・ソーシャルワークが展開できる社会システムづ  
くりへの提案。日本学術会議・第18期社会福祉・  
社会保障研究連絡委員会。2003.
- ・仲村優一、一番ヶ瀬康子：世界の社会福祉ード  
イツ、オランダ。旬報社。2000.